

## 第3章 「環境保全計画」

### 3-1. 環境保全の現状と課題

公会堂の計画区域全体を対象として、保存管理計画の対象とした重要文化財建造物の周囲の環境（重要文化財建造物以外の建造物を含む）を、重要文化財建造物と一体的な保全を図る観点から、その現状と課題を記す。

#### [現状]

公会堂には、重要文化財の本館及び附属棟の2棟を中心に、敷地一体に良好な歴史的環境が残されている。

敷地の正面及び東西の三方に門を開いている。正門は公会堂建設当初の石造門柱が2本残り、鋳鉄製の門扉を構えている。東西の門は、煉瓦張りの門柱に木製の門扉が取り付けられている。敷地前面から東西の門には石垣が廻り、その上を土塁としてシンバクや多行松を植え敷地を区切っている。本館突出部の背面側には、斜面に沿って石垣が築かれている。

これらのうち、正門（門柱のみ）と正面側の石垣は、伝建地区における伝統的建造物（工作物）及び環境物件としてそれぞれ保護が図られている。

函館山に連なる建物背面側は、斜面を上った一段高い敷地が平坦に造成されている。ここは、かつて庭園とされており、景石が残されている。また本館西側の平坦地にも景石が置かれ、北東側の敷地にも芝生が植えられている。

それ以外には、敷地の一部にポンプ室や物置など管理に必要な現代的な建物が建つものの、公会堂は敷地一体として良好な歴史的環境を残している。

#### [課題]

正面及び背面の石垣の一部には乱れがあり、特に背面側では斜面の土砂流出の影響を受けて大きく破損している。背面側の石垣を含む敷地南側の一部は土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されていることから、法面の土留などと合わせて本格的な整備が必要である。庭園は樹木が生い茂っていることから、剪定や伐採を含めた管理が必要である。

### 3-2. 環境保全の基本方針

公会堂の敷地は、構成・区画・形状など、本館竣工の翌年である明治44年行啓時の状態をよく保っており、現状の敷地環境の保全を基本方針とする。重要文化財以外の建造物の保全方法や管理・防災・活用に係る施設の設置、土地の形質の変更などは、区域・建造物の区分に合わせて個別に検討する。なお、計画区域一帯は伝建地区内に所在していることから、関連法令にも配慮する。



【航空写真(1976年/国土地理院)】



①【正門】(門柱のみ伝統的建造物[工作物])

石造門柱は建設当初のものと思われる。当初は門柱が4本建っていたが(写真右)、史料から昭和37年に内側の2本が撤去されたことが分かる。铸铁製の門扉もこの時に設置されたものと思われる。



②【東門】

昭和37年の新築。当初は石垣の耳石が現在よりも内側にあったが、おそらく車両通行用に門の幅が当初より拡幅されたため、それとともに耳石が移動された(写真右)。史料から、大正期には石造で鉄扉付の門であったことが分かる。



③【西門】

東門と同じ意匠の門柱に木製の門扉が取付く。年代は不明だが、東門と同じく昭和37年の新築と考えられる。また、史料から大正期には石造で鉄扉付の門であったことが分かる。



④【石垣(正面)】(伝統的建造物[環境物件])

切石積で、正面から東西の門柱まで廻り込む。史料に「外廻堤上に多行松植付」とあり、多行松は明治行啓時に植えられたことが分かる。各部に雨染みが見られ、一部にはツタが覆っている。西側の隅付近では大きく孕んでいる箇所がある(写真右)。



⑤【庭園】

斜面地を造成。明治行啓時の記録には「庭園の築造等」とある。周辺と植生が異なり景石を配置している。正面の函館湾に対し、函館山側の景観を意識したものか。



⑥【石垣(背面)】

本館突出部背面側の法面。正面側の石垣とは仕上げが異なる。石垣の中央付近は大きく乱れ、南側斜面の土砂や雨水の影響と思われる。斜面は土質が柔らかく、土砂が流れやすい。また斜面をコンクリートで覆っていた痕跡がある(写真右)。



⑦【失われた建造物】

当初敷地内に建っていたはずの建造物のうち、本館と附属棟以外は昭和修理前に取り壊されている。現在のポンプ室周辺には、職務住宅と便所が建っていた。

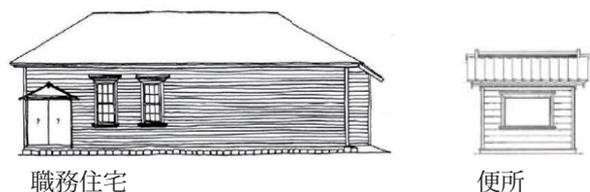


図3-2. 敷地の変遷と現状(2)

### 3-4. 区域の区分と保全方針

#### (1) 区域の区分

重要文化財建造物と一体をなしてその価値を形成している計画区域の全体を、以下に示す標準的な区分に準じて区分し、保護の方針を定める。

##### 〈保存区域〉

重要文化財建造物を含む区域で、この区域内では、原則として新たに建造物等を設けず、土地の形質の変更は防災上必要な場合に限る。

重要文化財である本館と附属棟の周囲（葛石まで）及び正面側の石垣とする。

##### 〈保全区域〉

保存区域に隣接する区域で、歴史的な景観や環境を保全する。この区域内では建造物等の新築・増改築及び土地の形質の変更は、原則として重要文化財建造物の管理もしくは防災上必要な場合に限る。

背面側の庭園や東西の樹木が植えられている範囲を保全区域とする。

##### 〈整備区域〉

重要文化財建造物の活用のために必要な施設の整備を行うことのできる区域とする。

正面の石畳、職員駐車場やポンプ室が設けられている管理用動線の敷地東側、バリアフリー動線として乗降場、スロープなどを整備する予定の敷地西側を整備区域とする。

#### (2) 各区域の保全方針

前項で設定した各区域について、以下の事項について定める。

##### 1) 防災・管理上必要な施設の設置方針

消火栓やポンプ室などの防災設備を更新する場合には、保全区域・整備区域において行うこととする。また資料保管庫や物置などを新設する場合には整備区域にて行う。

##### 2) 土地・樹木等の自然に係る景観や環境の保全方針

現在の状態の保全を基本方針とする。樹木は剪定など必要な手入れを施し、危険木については伐採を含めた適切な処置を施す。背面側の庭園は、将来的な公開を視野に入れて整備する。

##### 3) 整備区域における整備方針

###### ア. 土地の整備方針

中央の石畳は、積雪対策としてロードヒーティング設備を設置する。設置にあたっては、石畳の範囲や敷き方など、景観等に十分配慮する。西側と東側の敷地は、景観や動線に配慮して舗装材の敷設を検討する。

###### イ. 活用に伴い必要な施設の設置方針

西側にはバリアフリー用スロープの設置を検討する。暖房用のボイラー室などの設置については、今後の保存修理に合わせて詳細を検討する。

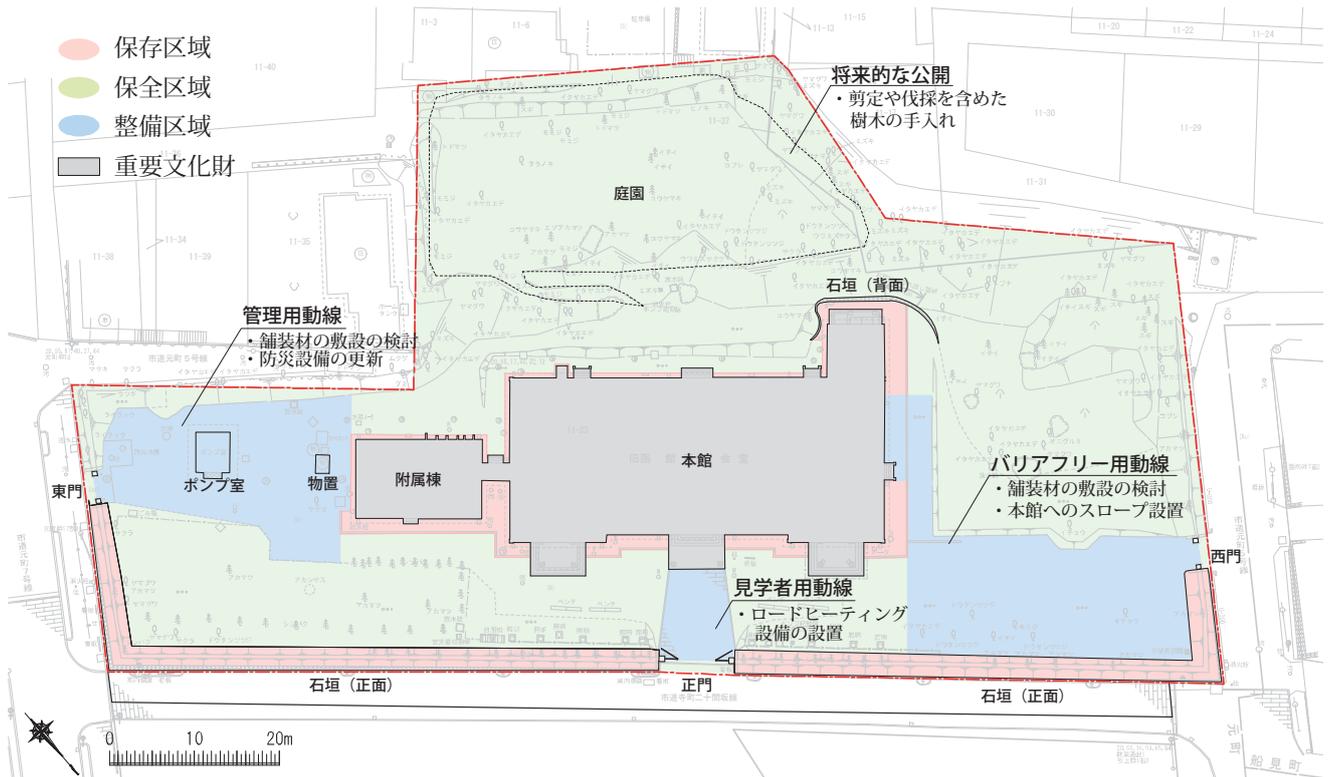


図 3-3. 区域の区分

表 3-1. 伝統的建造物群保存地区における許可申請等（区域）

保全等の行為	基準等
土地の形質の変更	変更後の状態が歴史的風致を著しく損なわないものとする。
木竹の保存・植栽	樹高10mまたは地上1.5mの高さにおける幹の周囲が1mを超える樹木及び地域を特色づけている樹木、生垣等は伐採しないこととする。ただし、やむを得ず伐採しなければならないときは、これに代わる植栽を行う。 敷地内の空き地やのり面等は、既存の植栽を積極的に活用するなど、歴史的風致と調和した植栽を行うよう努める。
土石類の採取	土石類の採取を行うときは、採取後の状態が歴史的風致を著しく損なわないものとする。
駐車場の整備	街路に面した駐車場は、塀などで外部から見えないよう配慮する。
その他 工作物の設置	彫像、記念碑その他これらに類するものを設置する場合は、原則として1敷地に対し1基とし、高さ・幅が2m以下、水平投影面積1㎡以下とする。

（「函館市元町末広町伝統的建造物群保存地区の保存に関する計画」から抜粋。）

### 3-5. 建造物の区分と保全方針

#### (1) 建造物の区分

計画区域内に所在する重要文化財建造物以外の全ての建造物（工作物・環境物件を含む）について、以下の標準的な区分に準じて区分する。

##### 〈保存建造物〉

保存区域に所在する建造物で、重要文化財建造物に準じて保存を図るもの。

- 1) 地方公共団体により指定・登録等（登録は国登録を含む）の保護がなされている有形文化財建造物及び史跡・名勝等を構成する要素となっている建造物
- 2) その他所有者等が自主的に保存を図ることとするもの

伝建地区の伝統的建造物（工作物・環境物件）として保護が図られている正門及び正面の石垣とする。

##### 〈保全建造物〉

保存建造物以外の建造物で、歴史的景観や環境を構成する要素として保全を図るもの。

東西の門及び背面の石垣とする。

##### 〈その他の建造物〉

歴史的景観や環境を損なっていると認められるもの、または文化財の保護及び防災上の見地から支障があると認められるもので、将来修景や撤去することとするもの。

附属棟東側のポンプ室及び物置とする。

#### (2) 建造物保護の方針

##### 1) 保存建造物

正門（門柱のみ）と正面の石垣は、伝建地区における伝統的建造物（工作物・環境物件）として保護が図られているため、関係する各種計画など、当該建造物の制度的位置付けに基づいて所管機関の指導・助言を得て保護に努めるものとする。

正門は、材料自体を保存して現状の形式を保持することを原則とするが、鉄製の門扉は、有効な活用のために行う行為、または科学的な根拠に基づく復原であって文化財的価値を向上させる目的で行う行為については、形状を変更できるものとする。

##### 2) 保全建造物

原則として位置・規模・形態を保全する。

背面の石垣は斜面の土留などを行った上で積み直しを行う。

東西の門は当初の形式こそ不明であるものの、明治44年(1911)には現在と同じ位置に存在する。現在の門は建築後50年以上が経過しているが、破損もないことから基本的には現状を保全し、将来的な外構計画の見直しの際に、改めて保全方針を検討する。

##### 3) その他の建造物

歴史的景観や環境を損なわないことを原則とし、将来的な修景は位置・規模・色彩などを考慮して検討する。

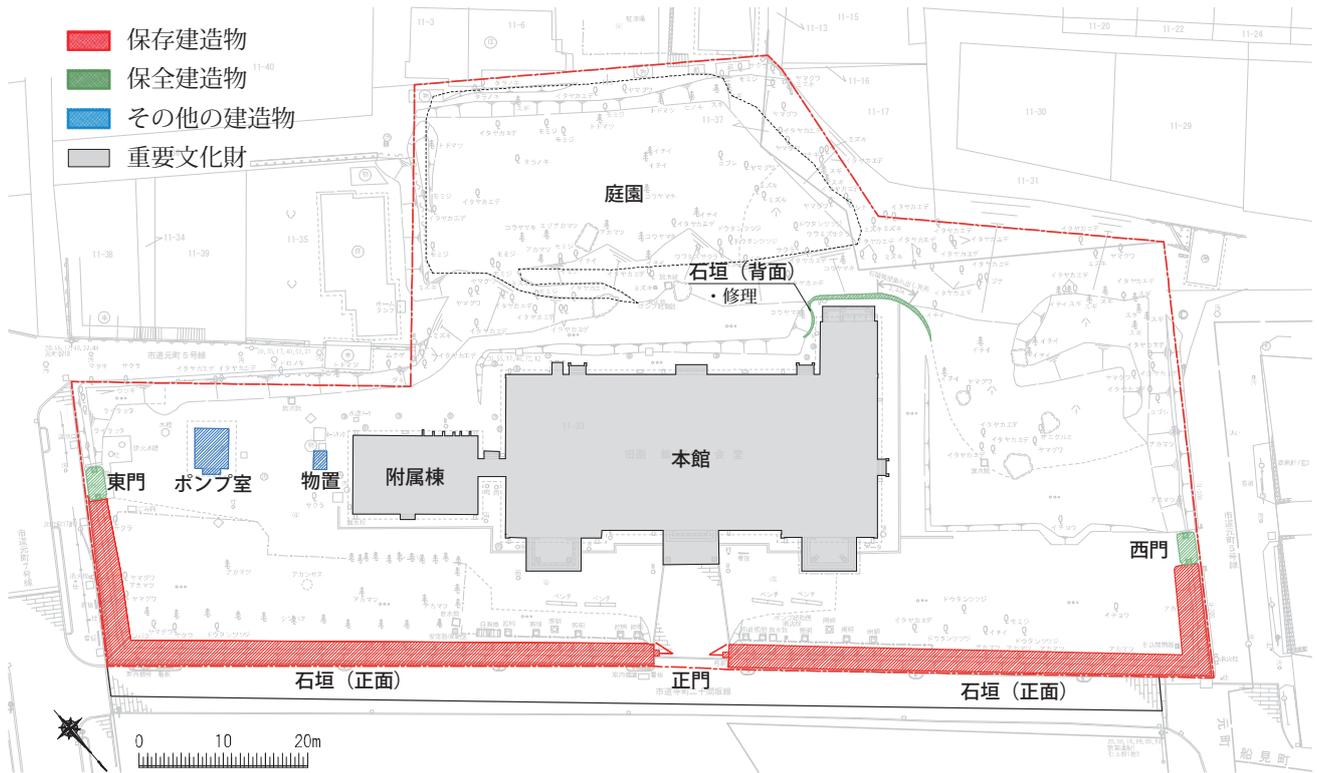


図 3-4. 建造物の区分

表 3-2. 伝統的建造物群保存地区における許可申請等（建造物）

保全等の行為	基準等
修理	伝統的建造物・工作物については、主としてその外観を維持するため、原則として現状維持または復原修理とする。
	環境物件は復旧とする。
	景観形成上重要な役割をなしている石垣が敷地内に存在する場合は、積極的にいかすものとする。
	建物の外観を修理する場合、要する経費の4/5以内の額を補助。（ただし600万円を限度） 環境物件を修理する場合、要する経費の2/3以内の額を次補助。（ただし200万円を限度）
修景	伝統的建築様式の意匠、材料、色彩等に配慮したものとする。
	一般建築物を伝統的建造物風に新築、改築する場合、要する経費の2/3以内の額を補助。（ただし500万円を限度）
新築等	文化財や景観形成上重要な役割をなしている建築物等の周辺では、その建築物を阻害しないよう配慮する。
	建築物の意匠、材料、色彩等は、歴史的風致を損なわないものとする。
	建築物以外の工作物の高さは、10m以下とする。意匠は、周辺に調和させ歴史的風致を著しく損なわないものとし、建築物の外観色彩の基準と同様とする。
	給排水管等の建築設備は、公共的な場所から直接見えないものとし、やむを得ない場合は、植栽等により目立たないように工夫し、歴史的風致を著しく損なわないものとする。
	新たに擁壁等を設置する場合は、周辺と調和した素材を使用するとともに着色はしないものとし、歴史的風致を著しく損なわないものとする。
門の高さは、3m以下、塀、垣、さくの高さは2m以下とする。	
門、塀、垣、さくを設置する場合は、周辺の景観と調和する材料、仕上げ、着色とするなど歴史的風致を著しく損なわないものとする。	

（「函館市元町末広町伝統的建造物群保存地区の保存に関する計画」から）

### 3-6. 防災上の課題と対策

#### (1) 防災上の課題

計画区域の一部が土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されている（第4章「防災計画」にて後述）。

また近い将来、建造物に直接的な危害を与える恐れのある危険木は見られないが、近年、下記のような事案が発生していることから、樹木の剪定や伐採など、適切な管理が必要である。

- ・平成27年（2015）12月 大雪により敷地内のアカマツ倒木
- ・平成28年（2016）8月 台風の強風により敷地内のアカマツなど倒木

#### (2) 環境保全施設整備計画

##### 1) 土留

背面側の石垣の上部は土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されており、石垣の孕みや土砂の流出が見られる。これは函館山からの水の流れによる影響と推察される。近年では、流出箇所が隣接する住宅地に近接していることから、詳細な調査による原因の把握に努める。さらに北海道など関係機関と連携を図った上で、周囲の歴史的景観や環境に配慮した材質や工法を選択し、流水経路の改善や土留の措置を検討する。

##### 2) 境界柵

隣接する住宅地との間には、かつては木柵が設けられて敷地が区画されていたが、現在は樹木による区画のみで、敷地を明確に区別する境界柵は設けられていない。今後は防災上・活用上の観点から、また防火性能を考慮しつつ、歴史的な景観や環境との調和に留意して境界柵の設置を検討する。

#### (3) 周辺樹木の管理

文化財建造物に隣接する樹木は、倒木等により建造物に被害を及ぼすことのないよう管理に務める。必要に応じて樹木医等の専門家に依頼して診断を行い、樹勢回復や支持材の設置、また枝払い・伐採等の対策を施す。特に本館突出部付近には樹木が近接しているため、伐採を含めた適切な処置を行う。